

役員報酬規程

社会福祉法人 福信会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福信会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で常勤とは、所定週平均2日以上の勤務をいう。

2 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

4 旅費とは、次のものをいう。

(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) その他出張に付随する費用

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給は、本規程の付表に基づき支給することができる。

2 報酬は、本部区分より支給する。

3 支給方法は、会議等への出席の都度支払うものとする。

* 会議等への出席はテレビ会議、電話会議等の方法も同等の扱いとする。

4 支給の形態は、通貨をもって支払うものとする。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(旅費の支給)

第4条 本規程で旅費とは、次のものをいう。

(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) その他出張に付随する費用

2 旅費の支給は、本規程の付表に基づき支給する。

3 他の団体等で費用を負担した場合は、当該費用は重複支給しない。

4 旅費は、本部区分より支給する。

(旅費の仮払)

第5条 旅費は、原則として業務遂行後の支給とするが必要により出張前に概算額を支給し帰着後に精算することができる。

(仮払の精算)

第6条 前条により出張前に概算額を受けた場合は、帰着後5日以内に精算するものとする。

(旅費の増額)

第7条 特別の事情により所定額をもって支弁し難い場合は、その事情を考慮して増額することができる。

(交通費及び宿泊費等)

第 8 条 交通費は実費とする。

2 宿泊費は宿泊することが業務上必要と認められる場合に、その宿泊数に応じて支給する。ただし、実際の支出を伴わない宿泊費は、支給しない。

(役員等の職務証跡)

第 9 条 施設の職員を兼務する常勤役員は、職務証跡資料として、磁気カードによる勤怠情報の作成に協力するものとする。

(改正)

第 10 条 本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会の承認を得るものとする。

付則

本規程は、平成 29 年 4 月 1 日より実施する。

平成 30 年度定時評議員会決議の日より実施する。

令和元年 6 月 21 日定時評議員会にて文言修正

令和 2 年 2 月 25 日臨時評議員会にて報酬額変更

令和 3 年 6 月 19 日定時評議員会にてテレビ会議等の追加

付表

報酬	日額 12,640 円 (所得税控除前) ただし、施設常勤職員を兼務する役員の場合は、これを支給しない。
交通費	公共交通機関及び自家用車輜を利用した場合 2,000 円 ただし、特段の事情がある場合、評議員会の承認のうえ別に支給することができる。
宿泊代	全地区 上限 25,000 円 ただし、宿泊場所の指定がある場合は、実費とする。
その他	実費